

議 事 日 程 (令和3年6月8日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 会期決定
日程第3 議第18号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について
日程第4 議第19号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
日程第5 議第20号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について
日程第6 議第21号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)
日程第7 議第22号 町道路線の認定について
日程第8 報第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平
民生調整監 吉 村 等	建設調整監 岡 田 立
総務課長 山 田 靖	企画調整課長 大 平 共 美
福祉課長 坂 和 由	建設課長 河 合 一
学校教育課長 堀 隆 志	生涯学習課長 今 村 厚 士
住民環境課長 神 野 千 津	産業振興課長 堀 康 信
会計管理者兼 税 務 課 長 梅 村 明 広	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓 書 記 宇佐見 かおる
書 記 土 岐 寿 徳

(開会時間 午前10時00分)

議長 どうも皆さん、おはようございます。

今日は33度にもなるということで、急に夏が来てしまったということで、体調には管理を十分いただきたいというふうに思います。

私ごとでございますけれども、私も今度の土曜日にワクチンを打つこととなります。安八町も今までは3か所のクリニックでお願いをし、個別接種で動いておったんですけれども、それもまた拡大というか、今後まだどんどんと拡大をして多くの方に打っていただける機会を増やしていこうということで、必死でそれを模索しておるということでございます。詳しいことは、また今日の全員協議会の中で報告があろうかと思っておりますけれども、町民の命を守るという行政の最大の目的を今やらずしていつやるんだということで、必死になって今加速をいたしております。御理解いただきまして見守っていただきたい、御支援を賜りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、ただいまから令和3年第2回安八町定例議会を始めたいと思っております。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者の決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、9番 山中美恵子さん、10番 渡邊明博君を指名いたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りをいたします。

本定例会の会期は、今日から6月18日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は今日から6月18日までの11日間にすることに決定をいたしました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 改めて、皆さんおはようございます。

本日、令和3年第2回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

先ほど議長の御挨拶の中にもありました新型コロナウイルスの関係ですが、岐阜県では4月23日に県独自の非常事態宣言を発出、5月7日には国からまん延防止等重点措置区域の指定を受け、5月末までの期間で対策を強化してまいりましたが、昨今、特に顕著となっております変異株などの拡大もあり、宣言も6月20日まで延長されたところであります。

一方、効果が熱望されますワクチンの接種でございますが、65歳以上の方には、現在、医師会など医療従事者の皆様から献身的な御尽力をいただきながら全町挙げて取り組んでおり、7月末までに希望者全員への接種を完了させる予定であります。関係の皆様には心からお礼を申し上げる次第でございます。

また、65歳未満の方への接種につきましては、国からのワクチン供給量を見込みながら速やかに希望する全ての方に接種完了できるよう、引き続きスピード感を持ち、効率的に業務を行えるよう取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、コロナによる影響も深刻かつ甚大なものとなっております。一刻も早く終息に向かうことを願う次第でございます。

さて、本定例会には、条例改正、令和3年度一般会計補正予算、町道路線の認定などの計5議案を上程させていただいております。また、令和2年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告もさせていただきます。

個々の案件につきましては、担当より説明させていただきますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

議長 それでは、これより議案の提案審議に入ります。

提案説明をされる方をお願いいたします。説明は、簡潔明瞭をお願いいたします。

議 長 日程第3、議第18号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 議第18号を朗読説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

議第18号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

安八町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されたことに伴い、個人番号カード再交付手数料の規定を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

安八町手数料条例の一部を改正する条例。

安八町手数料条例（平成12年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、本文でございますが、議案資料1ページに新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

新旧対照表は、左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

別表第1は、町が頂く手数料を規定しておりますが、その第16項、個人番号カード再交付手数料800円の項を削り、以下、第17項から第29項までの項番号を1項ずつ繰り上げるものでございます。

議案の末尾に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第18号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は会期内の民生文教常任委員

会で審査していただくことに決定いたしました。

議 長 日程第4、議第19号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 議第19号を朗読説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

議第19号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことによる保険料の減免の期限延長のため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、7ページをお願いします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年安八町条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

議案資料3ページに新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

新旧対照表は、左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

今回の改正は、昨年6月議会で一部改正いたしました附則の一部改正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免については、災害等により生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者に該当いたします。

附則第2条にある減免の期限「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改めるものでございます。

7ページの議案末尾に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第19号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第5、議第20号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 議第20号を朗読説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

議第20号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、西南濃粗大廃棄物処理組合規約（昭和47年岐阜県指令地第946号）の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和3年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、11ページをお願いします。

西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約。

西南濃粗大廃棄物処理組合規約（昭和47年岐阜県指令地第946号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございますが、議案資料5ページに新旧対照表を掲載しておりますので御覧ください。

左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

改正の内容は、議会の組織及び議員の選任の方法と執行機関の選任方法の変更でございます。管理者及び副管理者が互選により決定していたものを管理者、副管理者及び会計管理者には大垣市長、養老町長及び大垣市の会計管理者に改めるとともに、組合議員について、大垣市の生活環境部長を廃棄物事務を所管する部長に改め、大垣市の副市長及び養老町の廃棄物事務を所管

する部長を加えるものでございます。

議案本文11ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この規約は、岐阜県知事の許可があった日から施行する。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議第20号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について質疑を行います。

質疑はないですか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第6、議第21号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

最初に、総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の13ページをお願いいたします。

議第21号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第21号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,254万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億6,104万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によ

る。

令和3年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

15ページは歳入、16ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額、58億9,850万円から1億6,254万8,000円を増額し、60億6,104万8,000円とするものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、令和3年度当初予算と変更がございません。

今回、緊急防災・減災事業債の限度額を4,000万円増額し、1億8,200万円とし、地方債合計を5億5,320万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、18ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

18ページの最下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額1,822万9,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰入れを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

最初に御説明をさせていただきます。歳出のうち、20ページ以降、25ページまでの節区分2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費の人件費関係につきましては、4月の人事異動に伴います科目間の組替えが主な補正内容で、補正額の増減はございませんので、各科目間での御説明は省略させていただきます。

20ページの上段の2段目、款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費、補正額、増額の1億3,000万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で、国県支出金の国庫支出金8,100万円のうち4,500万円は地方創生テレワーク交付金で、補助率2分の1の総務費国庫補助金でございます。残り3,600万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、こち

らも総務費国庫補助金でございます。地方債4,000万円は、緊急防災・減災事業債でございます。節区分、委託料の業務委託1億3,000万円は、公共施設維持管理経費でございます。これは、現在休館となっております安八町東結地内の勤労青少年ホーム改修事業を行うものでございます。建物の外壁や剣道場など、老朽化した箇所の改修を行い、当該施設をテレワーク施設、いわゆるサテライトオフィスへリニューアル整備するとともに、高齢者の健康維持増進など、地域の人たちにも御利用いただけるような施設に改修していくものでございます。

次に、目の情報管理費、補正額、増額の758万7,000円でございます。節区分、委託料の業務委託758万7,000円は、行政デジタル化推進経費でございます。これは、令和2年度に小・中学校におけるGIGAスクール構想によります児童・生徒1人1台のタブレット配備に伴い、従前、小・中学校のパソコン教室で使用していたパソコンを職員向けに有効活用するため、セキュリティーを含めた再設定作業等に係る経費を補正するものでございます。

次に、目、企画費、補正額、増額の550万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の国庫支出金275万円は、地方創生テレワーク交付金でございます。節区分、委託料の業務委託150万円は、先ほどの勤労青少年ホームをテレワーク施設へとリニューアル整備した後を見据えて、企業へのアンケート調査などプロモーション経費を計上しております。次の負担金、補助及び交付金の補助金400万円は、テレワーク施設を利用する進出企業に対して、進出支援金として補助金を支給するものでございます。

議長 続きまして、住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 続きまして、20ページをお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額276万2,000円のうち、コミュニティバス運行に係る補正は13万3,000円でございます。節区分として、役務費の通信運搬費13万3,000円は、名阪近鉄バスによる高速バス運行の開通記念キャンペーンに係る経費で、回数券の購入のためのものでございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、議案書を1枚はねていただきまして、22ページの下段をお願いいたします。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額、増額の1,580万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金1,580万円は、子育て世帯生活支援特別給付金でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得の子育て世帯に対し生活支援特別給付金として、児童1人当たり5万円を国が支給するとされたことにより、必要経費を補正するものでございます。節区分の職員手当等25万円は、事務処理に係る時間外の勤務手当、需用費の消耗品25万2,000円は事務用品代、印刷製本費13万2,000円は封筒印刷代、役務費の通信運搬費22万2,000円は切手代、手数料10万円は振込手数料、委託料の業務委託64万4,000円はシステムの改修費、備品購入費の20万円は専用端末の購入費、23ページの上段、節区分の負担金、補助及び交付金の交付金1,400万円は対象児童280人分でございます。

議長 産業振興課長 堀康信君。

産業振興課長 続きまして、産業振興課分でございます。

23ページをお願いいたします。

中段で、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、今回の補正金額197万円。財源内訳で特定財源、元気な農業産地構造改革支援事業の経費で167万円でございます。節区分で、負担金、補助及び交付金の補助金197万円でございます。これは、農事組合法人むすぶ営農が農業機械の導入を予定しております関係につきまして、県の支援事業に採択され、約670万円の事業費に対し、補助率26%分の県の支出金の補助金167万円と町の規定の補助率4.5%分の30万円を補助するものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 19ページをお願いいたします。

教育委員会の歳入関係でございます。

款、諸収入、項、貸付金元利収入、目、学校給食運営費貸付金元利収入、補正額、増額の200万円。節区分といたしまして、学校給食運営費貸付金元利収入でございます。令和3年度から給食費の公会計化に伴い、学校給食費からの運営経費が不要になり、一般財源化するものでございます。

24ページをお願いいたします。

最下段でございます。

款、教育費、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の155万8,000

円でございます。特定財源で国庫支出金、地域運動部活動推進業務補助金109万9,000円です。節区分といたしまして、需用費34万円と備品購入費の11万9,000円は、登龍中学校に通級指導教室の設置が令和3年3月に決定し、その教室の改修費と机等備品を購入する費用でございます。また、委託費の109万9,000円は、休日の部活動指導者の地域移行を進めるための委託料で、本年度はサッカー一部と野球部をお願いする計画でございます。委託先は、NPO総合体操クラブに委託していきます。スポーツ庁からの内示決定済みでございます。

以上、議第21号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第21号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は会期内の各常任委員会で審査していただくということに決定いたしました。

議長 日程第7、議第22号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の27ページをお願いいたします。

議第22号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第22号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和3年6月8日提出、安八郡安八町長。

29ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は、整理番号1、路線番号013762、路線名、辻畑5号線。東結字辻畑858番10地先。延長51.7メートル、幅員6メートルから12メートル。

続きまして、整理番号2、路線番号013763、路線名、東脇10号線。東結字

東脇952番180地先。延長39.6メートル、幅員6メートルから11.7メートルの2路線でございます。

31ページをお願いいたします。

新規路線網図で新たに認定する東安中学校周辺の2路線を示しております。東安中学校北側の①辻畑5号線及び中学校南側の②東脇10号線につきまして、民間事業者による宅地分譲に伴い、道路用地の寄附がございましたので、町道2路線の認定をお願いするものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第22号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第8、報第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の33ページをお願いいたします。

報第1号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和2年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和3年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、35ページをお願いいたします。

令和2年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書。単位は1,000円でございます。

最上段、款、総務費、項、総務管理費、事業名、総務管理事務経費は、2つの事業を繰り越すものでございます。2つの事業を合わせまして、翌年度

繰越額が1,500万円でございます。

1つ目が国土強靱化計画及び業務継続計画（BCP）計画策定業務に1,200万円、2つ目がデジタル化時代への対応に向けた行政手続等のデジタル化、押印廃止等を進めるため、関係条例の例規整備支援業務に300万円でございます。財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金1,170万円は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。以下、交付金と言わせていただきます。残り一般財源330万円でございます。

次の2段目、事業名、特別定額給付金給付事業は、子育て世代を支援するため、新生児に対して1人10万円を給付する安八町特別定額給付金給付事業を繰り越すものでございます。翌年度繰越額が10万円、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金10万円はコロナ交付金でございます。

次の3段目、事業名、広報発刊経費は、町のホームページのリニューアルに係る経費を繰り越すものでございます。翌年度繰越額が1,000万円、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金の900万円はコロナ交付金、残り一般財源100万円でございます。

次の4段目、事業名、公共施設維持管理経費は、令和2年度に実施いたしました公共施設の建物等劣化診断結果に基づく改修・補修工事に係る経費を繰り越すものでございます。翌年度繰越額が2,135万円、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金1,972万1,000円はコロナ交付金、残り一般財源162万9,000円でございます。

次の5段目といたしまして、款、衛生費、項、保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチン接種事業に係る経費を繰り越すものでございます。翌年度繰越額が556万9,000円、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金556万9,000円は、国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。

次の6段目といたしまして、款、農林水産業費、項、農業費、事業名、県営かんがい排水事業は、安八町氷取地内における揖斐川以東用水パイプライン工事の町単独分に係ります県への負担金を繰り越すものでございます。翌年度繰越額が191万円、財源内訳の既収入特定財源190万円は、令和2年度に受け入れました減収補填債で、残り一般財源1万円でございます。

7段目でございますが、款項とも商工費、事業名、商工総務事務経費は、

国の雇用調整助成金の特例期間が令和3年2月末であったものが順次延長されていることによりまして、雇用調整助成金に係る経費を繰り越すものでございます。翌年度繰越額109万8,000円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金9万9,000円は、県補助金の岐阜県雇用調整助成金支給市町村奨励金で、残り一般財源が99万9,000円でございます。

次の8段目でございます。款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路維持経費は、2つの事業を繰り越すものでございます。2つの事業を合わせまして、翌年度繰越額が7,950万1,000円でございます。1つ目が町内5路線の舗装補修に係る工事費7,010万1,000円で、2つ目が町内一円の路面調査を行うための業務委託費940万円でございます。財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金3,975万円は国の社会資本整備総合交付金です。地方債3,870万円は、公共事業等債で900万円、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債2,970万円でございます。残り一般財源105万1,000円でございます。

次の9段目でございますが、項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業も2つの事業を繰り越すものでございます。2つの事業を合わせまして、翌年度繰越額が1億8,636万9,000円でございます。1つ目が中・牧地内における工専区域内の道路改良工事費に8,916万9,000円で、2つ目が県道間アクセス道路の長良川右岸堤接続工事に係る工事費9,720万円でございます。財源内訳の既収入特定財源といたしまして2,109万5,000円は、令和2年度に受け入れたスマートインターチェンジ基金からの繰入金でございます。未収入特定財源として、国県支出金9,318万4,000円は国の社会資本整備総合交付金で、地方債の公共事業等債で7,080万円、残り一般財源129万円でございます。

下から3段目の款項とも消防費、事業名、防災事務経費は2つの事業を繰り越すものでございます。2つの事業を合わせまして、翌年度繰越額が1,209万5,000円でございます。1つ目がコロナ禍の災害発生時における分散避難に備えるための災害用非常食を購入する経費の214万5,000円で、2つ目が名神高速道路の盛土のり面を利用して地域住民等の緊急かつ一時的な避難場所及び避難経路を整備するための詳細設計業務委託費495万円、設置工事費500万円でございます。財源内訳の既収入特定財源370万円は、令和2年度に受け入れました減収補填債でございます。未収入特定財源として、国県支

出金704万5,000円のうち204万5,000円はコロナ交付金で、残り500万円は国の社会資本整備総合交付金です。残り一般財源135万円でございます。

下から2段目の款、教育費、項、小学校費、事業名、小学校情報教育推進事業は、令和2年度に小・中学校におけるGIGAスクール構想による児童・生徒1人1台のタブレット配備によりまして、ネットワーク環境の円滑化を図るための経費を繰り越すものでございます。翌年度繰越額が296万4,000円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金98万8,000円は国の学校施設環境改善交付金で、残り一般財源197万6,000円でございます。

最下段の項、中学校費、事業名、中学校情報教育推進事業は、さきの小学校情報教育推進事業と同様の事業でございます。翌年度繰越額が98万8,000円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金32万9,000円は国の学校施設環境改善交付金で、残り一般財源65万9,000円でございます。

以上、令和2年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

お諮りいたします。

各委員会での審査のため、6月9日から6月17日までの9日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、6月9日から6月17日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

(散会時間 午前10時46分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月8日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 山 中 美 恵 子

議 員 渡 邊 明 博

